

2018 May

5

No.819

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



■佐賀市

今月の記事

●日本年金機構

- ・平成30年度社会保険・労働保険事務説明会の開催について 2
- ・氏名変更・住所変更の手続きが変わりました 他 3

●全国健康保険協会 佐賀支部

- ・今日からはじめる「がばい健康企業宣言」 4～5

●佐賀県社会保険協会

- ・5・6月開催 社会保険事務講習会のご案内 6
- ・ワンポイントレッスン 社会保険料の控除 7

- ・年金相談窓口開設等 8
- ・街角の年金相談センター鳥栖をぜひご利用ください 8

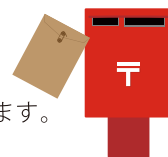
適用関係届書
送付先

日本年金機構 福岡広域事務センター 厚生年金適用グループ

〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 AP 榎田ビル

※郵送の際は、切手貼付後、送付先宛名と郵便番号を記載するだけで宛先に届きます。

※福岡広域事務センターにはお客様窓口はなく郵送のみでの受付になります。
届書作成や制度についての相談は年金事務所へお問い合わせください。



事業主の皆様へ

平成30年度 社会保険・労働保険事務説明会の開催について

被保険者が実際に受ける報酬と標準報酬月額に大きな差が生じないよう、毎年1回、すべての被保険者について、その年の4月・5月・6月に支給した報酬を届け出ていただくことにより、標準報酬月額の見直しを行なっています。

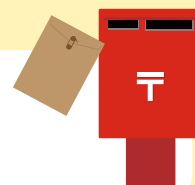
その際に提出をしていただく「**被保険者報酬月額算定基礎届**」等についての事務、労働保険の年度更新等の事務及び健康保険給付等についての事務説明会を下記の日程で開催しますので、事務担当者様のご出席をお願いいたします。

地 区	開 催	時 間	会 場	所 在 地
鳥 栖	6月14日 (木)	13:45～16:00	鳥栖市民文化会館 小ホール (0942-85-3645)	鳥栖市宿町807-17
佐 賀	6月18日 (月)	9:45～12:00 (午前の部)	佐賀市文化会館 中ホール (0952-32-3000)	佐賀市日の出1丁目21-10
佐 賀	6月18日 (月)	13:45～16:00 (午後の部)	佐賀市文化会館 中ホール (0952-32-3000)	佐賀市日の出1丁目21-10
唐 津	6月19日 (火)	13:45～16:00	唐津市文化体育館 文化ホール (0955-73-2888)	唐津市和多田大土井1-1
伊 万 里	6月21日 (木)	13:45～16:00	伊万里市民センター 文化ホール (0955-22-3911)	伊万里市松島町391-1
武 雄	6月20日 (水)	13:45～16:00	武雄市文化会館 小ホール (0954-23-5165)	武雄市武雄町武雄5538番地1
鹿 島	6月22日 (金)	13:45～16:00	鹿島市生涯学習センター エイブルホール (0954-63-2138)	鹿島市納富分2700-1

平成30年度の算定基礎届につきましては、**7月10日(火)**までに下記あて郵送によりご提出ください。

〒812-8579 福岡市博多区榎田1-2-55
AP榎田ビル

日本年金機構 福岡広域事務センター



健康保険・厚生年金保険の被保険者の 氏名変更・住所変更の手続きが変わりました

マイナンバーを活用した行政手続きの簡素化及び事業主の負担軽減を図るため、平成30年3月から日本年金機構への被保険者の氏名変更届・住所変更届の提出が原則不要となりました。



氏名変更の手続きについて

被保険者の皆様の氏名・住所の変更情報については、日本年金機構がマイナンバーを活用して地方公共団体情報システム機構に変更情報の照会を行い、その情報をもとに氏名変更による新たな保険証を発行し、事業主の皆様へ送付いたします。

古い保険証について



それまでお使いになられた保険証につきましては、新しい保険証と交換していただくことになります。旧保険証についてはお手数ですが、事業主を経由して日本年金機構までご返送くださいますよう、ご協力をお願いします。

家族（被扶養者）の氏名変更届について

被扶養者については、氏名変更届出省略は行われないため、引き続き届書の提出が必要になります。



お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所 厚生年金適用調査課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所 厚生年金適用調査課 TEL 0955-72-5162
- 武雄年金事務所 厚生年金適用調査課 TEL 0954-23-0121

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成30年5月分保険料の納付期限は平成30年7月2日(月)です。

社員の健康は企業の宝！

今日からはじめる「がばい健康企業宣言」

健康経営とは

「企業が従業員の健康に配慮することによって、経営面においても大きな成果が期待できるとの基盤に立って、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践すること」です。

健康経営が注目される背景

生産年齢人口の減少とそれに伴う人材不足

従業員の高齢化

健康増進に積極的に取り組む企業を社会的に評価する仕組みや法制度の準備

健康経営に取り組むメリット

労働生産性の向上
作業効率の向上

付加価値の創出
優秀な人材の確保

企業イメージの向上
リスクマネジメント

「がばい健康企業宣言」とは

協会けんぽ佐賀支部では、「健康経営」に取り組む企業様をサポートするため、「がばい健康企業宣言」事業をご提案しています。

「がばい健康企業宣言」の流れ

STEP

1

自社の健康課題の把握

「健康度診断シート(※注1)」および「チェックシート(※注2)」で健診の受診率やリスクの保有割合等、自社の健康課題を把握します。

注1)企業ごとの医療費や健診情報を集計し、全国平均や佐賀支部平均と比較した健康度診断シートをご提供しています。佐賀支部内の業態別平均との比較も可能となっており、自社が他社および業界内でどれくらいの健康度かが把握できます。

注2)御社の健診受診状況やその活用、健康づくりの環境や具体的な取組みなど、現在の状況を把握できるよう、点数化したチェックシートです。自社の取組み状況の中で、取組みが弱い部分を把握し、改善策を検討するのに役立ちます。



STEP

2

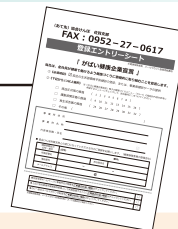
健康づくりの計画の作成と担当者の決定

自社の健康課題に応じて取り組むテーマを決め、計画を立てます。具体的に取り組む内容は、協会けんぽ佐賀支部がご用意した「健康づくりメニュー(※注3)」を参考にしてください。また、健康づくりの取組みをより推進させるために健康づくりの担当者も決定します。

注3)「がばい健康企業宣言」を実践していくうえで、気軽にできる健康づくりメニューを掲載しています。職場全体で取組める内容から、個人単位で取組めるものまで、取組みやすいメニューとなっています。

STEP 3

登録用紙の提出

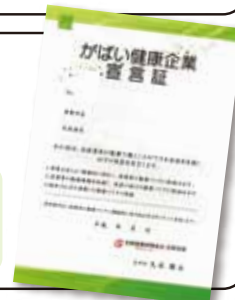


取組む内容や担当者を記入し、「登録用紙(※注4)」を協会けんぽ佐賀支部に提出します。なお、宣言をした企業様については、当協会のHPなどの広報に掲載させていただいています。ご希望されない場合は、登録用紙の「希望しない」箇所にチェックを入れてください。

注4)取組む項目および取組みメニューを決定後、所定事項を記入し、協会けんぽ佐賀支部に郵送かFAXでご提出ください。

STEP 4

社内外への宣言



協会けんぽ佐賀支部より「宣言証」を送付しますので、社内に掲示いただくとともに、事業主自ら社員に宣言します。

STEP 5

健康づくり開始

計画に従って、健康づくりを実施します。あわせて、従業員の健康づくりの参加・実施状況を把握します。



STEP 6

取組みの振り返りと改善策の検討

協会けんぽ佐賀支部より送付される「実施結果レポート」に取組んだ内容を記入し、協会けんぽ佐賀支部に提出します。後日、協会けんぽ佐賀支部より「評価シート」および「健康度診断シート」を送付しますので、内容を振り返り改善策を検討します。

● 優良認定制度について

「がばい健康企業宣言」を実践している企業様の中から、特に優れた取組みを実践している企業様に対し、協会けんぽ佐賀支部より「優良認定」をさせていただきます。



佐賀支部初!!

経済産業省が実施している

「健康経営優良法人2018」認定法人※ に、田島興産(株)様が認定されました!

※特に優良な健康経営を実践している法人を顕彰する制度

★平成30年3月末現在 健康企業宣言数 **46社**(佐賀県内)★

エントリー方法について詳しくはこちら

また、健康企業宣言事業所の一覧をホームページに掲載しております。

協会けんぽ佐賀 健康宣言

検索



全国健康保険協会 佐賀支部
協会けんぽ

〒840-8560
佐賀市駅南本町6-4佐賀中央第一生命ビル
TEL 0952-27-0611(代表)



平成
30
年度

社会保険事務講習会のご案内

『高年齢継続雇用給付、 在職老齢年金制度の解説』

60歳以降の高齢者雇用に関する諸制度について学びます。

『算定基礎届、法改正等に関する講習会』

社会保険の算定基礎届や法改正等について学びます。

地 区	平成30年	会 場	地 区	平成30年	会 場
唐津会場	5月17日(木)	高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)	佐賀会場	6月 8日(金)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
鳥栖会場	5月18日(金)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)	唐津会場	6月11日(月)	高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)
武雄会場	5月21日(月)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)	武雄会場	6月13日(水)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
佐賀会場	5月23日(水)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)	鳥栖会場	6月20日(水)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
講師●社会保険労務士			講師●社会保険労務士		

● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員

佐賀・武雄…**50名** 鳥栖・唐津…**30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対 象 者

社会保険事務担当者の方

参 加 料

会員事業所は無料

(但し、非会員事業所及び平成29年度会費未納事業所は資料代として3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 **FAX.0952-26-3377**



社会保険事務講習会 参加申込書

整 理 番 号			㊟あて名シール左下の 7ケタの番号です
参加希望 会場日時	『高年齢継続雇用給付、在職老齢年金制度の解説』 (唐津 ・ 鳥栖 ・ 武雄 ・ 佐賀) 会場 平成 年 月 日 ()	『算定基礎届、法改正等に関する講習会』 (佐賀 ・ 唐津 ・ 武雄 ・ 鳥栖) 会場 平成 年 月 日 ()	
参加者氏名			
事業所名			
事業所所在地	〒 事業所電話番号 () -		
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。			

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

ワンポイントレッスン

社会保険料の控除



事業主は、被保険者に支払う報酬から前月分の保険料を控除します。
保険料が変更されたら、変更月の翌月に支払われる報酬から保険料を変更します。

社会保険(健康保険・厚生年金保険)料の控除

新規採用者

資格取得時に決定された標準報酬月額に基づく健康・介護・厚生年金保険料を確認し、資格取得月の翌月以降に支払われる報酬より控除を開始する。

4月以降の保険料

健康保険と介護保険の料率に変更された3月以降の保険料を確認し、納付期限である4月以降に支払われる報酬から控除する。

10月以降の保険料

算定基礎届で決定された9月以降の標準報酬月額をもとに納付期限である10月以降に支払われる報酬から控除する社会保険料を確認する。

随時改定の保険料

固定的報酬額の変動に伴う随時改定があった場合は、改定月の翌月以降に支払われる報酬から控除する。

同じ月に資格取得・資格喪失があった場合の厚生年金保険料

厚生年金再加入

同一月に厚生年金被保険者資格を取得喪失後に他の事業所で厚生年金被保険者資格を取得した場合は、再取得した厚生保険料を納付しその前に資格を取得喪失した厚生年金保険料は納付不要のため、年金事務所からこの通知が届いたら、控除した厚生年金保険料を還付請求し還付後に対象者に返還する。

国民年金再加入

同一月に厚生年金被保険者資格を取得喪失後に国民年金に加入した場合は、国民年金保険料を納付しその前に資格を取得し喪失した厚生年金保険料は納付不要のため、年金事務所からこの通知が届いたら控除した厚生年金保険料を還付請求し還付後に対象者に返還する。

※健康保険…同一月取得喪失の還付は厚生年金保険料であり健康保険料の還付はありません。



介護保険料

介護保険料

40歳となる人及び40歳誕生日前日の属する月の翌月以降に支払われる報酬から控除する介護保険料を確認する。

介護保険料変更

介護保険料率に変更された3月以降の保険料を確認し、納付期限である4月以降に支払われる報酬から控除する。

平成30年 6月 年金相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
					1 伊万里市役所 (予約)	2
3	4 年金事務所 延長相談 19時まで	5 鹿島市民会館 (予約)	6 多久市役所 (予約)	7	8 伊万里市役所 (予約)	9 年金事務所 休日相談日 (予約)
10	11 年金事務所 延長相談 19時まで	12 基山町役場 (予約)	13 有田町役場 (東庁舎) (予約)	14	15 伊万里市役所 (予約)	16
17	18 年金事務所 延長相談 19時まで	19 鹿島市民会館 (予約)	20 多久市役所 (予約)	21	22 伊万里市役所 (予約)	23
24	25 年金事務所 延長相談 19時まで	26 基山町役場 (予約)	27	28	29 伊万里市役所 (予約)	30

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の午前8時30分から午後5時15分まで

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15～19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

出張相談【予約制】

出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～15:00	佐賀年金事務所 0952-33-6360
基山町役場	第2・4火曜日 10:00～16:00	
伊万里市役所	毎週金曜日 9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	第1・3火曜日 10:00～16:00	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎	第2水曜日 10:00～15:00	有田町役場 住民環境課国民年金係 0955-46-2114

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受付けておりますので、希望される日の前日までに申し込んでください。

予約申込先

- 佐賀年金事務所 …… ☎0952-33-6360
- 唐津年金事務所 …… ☎0955-72-5161
- 武雄年金事務所 …… ☎0954-23-0121

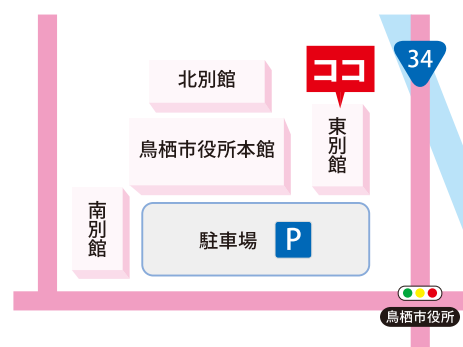
第2土曜日の休日相談については予約制です。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)をぜひご利用ください

相談は予約制となっております

予約専用電話番号

☎0942-50-8151



日本年金機構は、年金相談のお客ニーズに応えるため、「街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)」を鳥栖市役所東別館1階に開設しております。

同センターは全国社会保険労務士会連合会が運営しています。

同センターでは、“対面による年金相談”を行っています。“お電話による年金相談”は受け付けておりません。

担当者が“対面による年金相談”を行っている場合、電話に出られないことがありますので、ご了承ください。

同センターでは、年金証書、振込通知書等の再発行は行えません。再発行をご希望の方は、後日送付となりますので、予めご了承ください。



休日の過ごし方で、午前中屋外作業、その後温泉入浴のパターンにハマっています。よく行く温泉施設にはサウナ室があるので利用するのですが、先客があるとついつい我慢比べ心が湧いてきて「あの人より先に出てはなるものか」とムダな努力をしています。

体に悪いのは重々承知しているのですが、なかなか改善の兆しがありません。今すぐやめよう、寿命を縮めるやせ我慢!(山)